

佐世保労働基準監督署発表  
令和6年11月21日(木)

令和6年11月21日(木)  
【照会先】

佐世保労働基準監督署

副署長 石見 大輔

○監督課長 石津 洋超

(電話) 0956 - 24 - 4161

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

佐世保労働基準監督署(署長 俵 勝利)は、本日、新和住設株式会社及び同社代表取締役Aを、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年8月26日、東彼杵郡川棚町の3階建て集合住宅3階のエアコン取付工事において、地上から高さ約7メートルの場所で作業員が配管作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) しんわじゅうせつかぶしがいしゃ 新和住設株式会社

所在地：佐世保市大和町

事業内容：設備工事業

(2) 代表取締役A

### 2 違反条文

被疑者新和住設株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第518条第2項(作業床の設置等)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和5年8月26日、東彼杵郡川棚町の3階建て集合住宅3階のエアコン取付工事において、地上から高さ約7メートルの場所で、被疑者新和住設株式会社が自社の作業員Bに梯子を使って配管作業を行わせていたところ、Bが地上に墜落して死亡するという災害が発生しました。

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、足場を組み立てるなどの方法により作業床を設ける、墜落制止用器具を使用させるなどが規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

#### 5 その他

長崎県内では、令和5年に11件の死亡災害(内5件が建設業)が発生し、令和6年は10月末現在で6件の死亡災害(内1件が建設業)が発生しています。

死亡災害に占める建設業の割合は依然として高く、特に墜落災害は重篤な結果となりやすいことから、労働基準行政として臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロールの実施などあらゆる機会を通じて災害防止を指導してきたところで

す。今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

<第二十一条第一項 略>

第二十一条第二項 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

## 労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第五百十八条第一項 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

第五百十八条第二項 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。